

「国への提言」（第 1 2 4 回中部圏知事会議）

（インフラの整備の促進）

- 1 高規格道路ネットワーク整備等について…………… 1
- 2 北陸新幹線の早期全線整備について…………… 3
- 3 リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と一日も早い
全線開業の実現について…………… 7
- 4 中部国際空港の第二滑走路の整備をはじめとする機能強化の早期実現
について…………… 9
- 5 地域公共交通の維持・活性化について…………… 13
- 6 「空飛ぶクルマ」の早期の社会実装に向けた取組の推進について…………… 17
- 7 公共施設等の適正管理に係る地方財政措置の充実について…………… 19

（地方創生の推進）

- 8 地域資源を活かした滞在型観光の推進について…………… 21
- 9 第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会の開催に対する
支援について…………… 23

（防災対策の推進）

- 10 令和 6 年能登半島地震等を踏まえた今後の災害対策の推進について…………… 25
- 11 クマへの緊急銃猟制度および総合的な対策支援の充実について…………… 37

（少子化対策の推進）

- 12 国主導による人口減少対策の実施について…………… 39
- 13 「こどもたちのウェルビーイング」の実現に向けた子育て環境の整備
と教育の充実、困難を抱えるこどもへの支援について…………… 49

（その他）

14	脱炭素社会の実現に向けた森林整備の推進について	55
15	水素・アンモニアの需要と供給の拡大について	57
16	サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行加速化について	61
17	新型コロナウイルス感染症罹患後症状（いわゆる後遺症）に係る 調査・研究の推進について	63

1 高規格道路ネットワーク整備等について

日本国経済の成長力・国際競争力を高めるとともに、経済環境の変動に強い地域経済を確立していくためには、太平洋側と日本海側及び東日本と西日本を結ぶ中部圏の地勢を踏まえ、自動運転技術をはじめとする最新技術を活用したモビリティの普及促進も視野に入れつつ人・モノの流れを拡大する高規格道路ネットワークをはじめとした広域的な交通基盤の整備を推進する必要がある。

また、高規格道路ネットワークは、2024年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」において、被災地への緊急物資の輸送や災害派遣等の復旧活動を支える役割を果たしているとともに、発生が危惧されている南海トラフ地震など大規模地震時においても同様の役割を担うことが期待されている。

さらに、令和2年7月豪雨や令和3年7、8月の大雨、令和4年8月の大雨、令和5年6月の大雨などによる災害が、経済活動へ大きな影響を及ぼしていることから、激甚化・頻発化する豪雨災害などへの備えとして高規格道路ネットワークの機能強化及び多重性・代替性確保は国土強靱化の観点から極めて重要である。

加えて、高規格道路ネットワークのストック効果を最大限に発揮し、観光産業の基幹産業化など地域の活性化を図っていくためにも、大都市圏の環状道路ネットワークをはじめとする高規格道路と重要な空港・港湾とを連絡するアクセス道路など中部圏全域の基幹的な道路を早期に整備することが肝要である。

については、次の事項について、特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 太平洋側と日本海側及び東日本と西日本を結ぶ中部圏の地勢を踏まえ、高規格道路等の未整備区間の早期解消、暫定2車線区間の4車線化、ダブルネットワーク機能を更に充実させるための6車線化等の、広域的な交通基盤の整備を推進するとともに、事業中の区間については、一日も早い開通に向けて整備の促進を図ること。**

2 南海トラフ地震や豪雨災害時に救助活動や復旧活動の支えとなる高規格道路ネットワークの機能強化及び多重性・代替性の確保を目的とした国土強靱化の取組を切れ目なく進めるとともに、更に加速化させること。

また、第1次国土強靱化実施中期計画に関する予算については、中東情勢も踏まえた物価高や賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、計画的かつ更なる加速化・深化を図るために十分な予算・財源を通常予算とは別枠で、地方の財政負担率は現行の補正予算を含めた水準を維持しつつ、当初予算として確保すること。加えて、目標を達成するため、「概ね20兆円強程度」の「強」の部分も含め、必要かつ十分な予算を確保すること。

3 大都市圏の環状道路ネットワークをはじめとする高規格道路と重要な空港・港湾とを連絡するアクセス道路等の早期整備を図ること。

4 高規格道路ネットワーク等の道路整備が計画的かつ着実に実施されるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算を十分かつ安定的・継続的に確保すること。

5 重要物流道路に指定された道路の整備・機能強化推進のため、補助事業の国費率のかさ上げや地方財政措置の拡充等による財政支援を行うこと。

2 北陸新幹線の早期全線整備について

北陸新幹線は、高速交通体系の中軸として日本海国土軸の形成や分散型の国づくりに不可欠なものであり、2015 年の金沢開業や 2024 年の敦賀開業の顕著な効果が示すように、沿線地域の飛躍的な発展を図るうえで極めて大きな効果をもたらすものである。

また、大雨や大雪に強く、南海トラフ地震等の際に東海道新幹線の代替補完機能を果たす北陸新幹線は、災害に強い強靱な国土づくりに必要不可欠な国家プロジェクトである。

そして、こうした北陸新幹線の整備効果は大阪まで早期に全線開業してこそ、最大限発揮されるものである。

敦賀・新大阪間については、2017 年 3 月の与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて、小浜京都ルートに決定し、その後、環境アセスメントが行われている。また、国土交通大臣は 2022 年 12 月に「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の取扱いについて」で、「一日も早い全線開業を実現してまいりたい。」と表明し、2023 年度からは「北陸新幹線事業推進調査」が行われている。こうした調査の進展を踏まえ、2024 年 8 月には詳細な駅位置・ルートの案等が示され、その絞り込みに向けた議論が政府・与党において行われた。その結果、2024 年 12 月、与党においてとりまとめられた「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の取扱いに関する中間報告」では、小浜京都ルートに決定した経緯等が改めて確認されたほか、早期着工に向けて、駅位置・ルートを 3 案から 2 案に絞った上で、今後、地元関係者等の懸念や不安を払拭するため最善を尽くすこと、並行して安定的な財源の確保、費用対効果のあり方等について検討を速やかに行うことなどが示された。これを受け、昨年 3 月に京都府内自治体向け説明会など中間報告に基づく取組が進められた。一方、昨年 12 月、北陸新幹線敦賀・新大阪間整備委員会は、現行の「小浜京都ルート」に加え、「米原ルート」、「小浜舞鶴ルート」など、日本維新の会が提案したルート 8 案について再検証する方針を示し、今年 3 月には、今国会中にルートを決定することを合意し、現在、ＪＲや沿線自治体か

らのヒアリングを行っている。

これらを踏まえ、あらゆる手段を尽くして敦賀・新大阪間を一気に整備し、沿線住民の長年の悲願である北陸新幹線の全線整備を一日も早く実現するため、次の事項について格段の配慮をされるよう提言する。

- 1 敦賀・新大阪間の一日も早い認可・着工を実現するため、今国会中に確実にルートを決定的すること。併せて、次の事項を確実に実行するとともに、必要な予算を確保すること。
 - (1) 国等において体制強化を図り、科学的知見に基づく情報発信を念入りかつ重点的に実施するなど、沿線自治体に丁寧な説明を行いながら、地下水への影響など地元関係者等の懸念や不安を払拭するため最善を尽くし、早期に詳細な駅位置・ルートを決定的すること。なお、京都府等が示した課題について解決することは不可欠であり、その上で一日も早い全線整備に向けて取り組むこと。
 - (2) 安定的な財源の確保など、着工 5 条件を早期に解決すること。特に、新幹線への公共事業費の大幅な拡充・重点配分、貸付料財源の最大限の確保、財政投融资の活用等、整備財源に関する議論を深め、必要な財源を早急に確保すること。
 - (3) 関西をはじめとする沿線地域の住民に対し、国が前面に立って、国土政策の根幹を成す極めて重要な国家プロジェクトである北陸新幹線の必要性や意義を丁寧に説明し、早期全線整備に向けた理解促進を図ること。
 - (4) 沿線地域の意見を踏まえながら、環境アセスメントを地元調整も含め丁寧かつ迅速に進めること。
 - (5) 「北陸新幹線事業推進調査」について、国において沿線住民の理解を得ながら、従来、認可後に行っていた調査も含め、必要な調査等を先行的・集中的に行い、施工上の課題を早期に解決すること。また、詳細な駅位置・ルートの決定時期も含め、認可・着工及び全線開業に向けた具体的なスケジュールを早急に明らかにするとともに、早期の整備に向けて、特に工期の長い駅部の工期短縮に最大限努力すること。
 - (6) 北陸新幹線敦賀以西の整備に伴う並行在来線は、存在しないことを確認すること。

- 2 地方負担については、沿線自治体の負担が最小化されるよう、より一層のコスト縮減や、国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講ずるとともに、各府県への停車の配慮など負担に見合う受益を確保すること。
- 3 北陸新幹線開業に伴う並行在来線は、地域住民の交通手段であるとともに、国の重要な広域物流ネットワークの一部を担っている。こうした並行在来線が健全に経営できるよう、ＪＲからの協力・支援のあり方や、貸付料の活用、貨物調整金制度の見直しなど幅広い観点からの財源確保の方策も含め、運営費支援などの新たな仕組みを、法制化も視野に入れ、早急に検討し構築すること。併せて、老朽化車両の更新等の設備投資に係る支援制度の拡充や予算枠の確保、設備の合理化や施設の修繕費に係る支援制度の創設など、支援施策の充実を図ること。
- 4 金沢・敦賀間の開業により、敦賀駅において新幹線と在来線特急との乗換が生じたことから、北陸と関西・中京間の円滑な流動が確保されるよう、適切なダイヤ設定や料金負担の軽減をはじめ、ＪＲ湖西線の強風対策、関西空港まで直通する在来線特急の運行等、利用者の利便性向上を図ること。

3 リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と一日も早い全線開業の実現について

リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪間の時間距離を大幅に短縮し、関東、中部、近畿の各地域間の交流・連携を一層強化させ、三大都市圏を結ぶ日本中央回廊を形成することにより、世界中からヒト・モノ・カネを呼び込む巨大な経済圏を生み出し、停滞する日本経済の再生に向けた動きを加速させ、更に日本を大きく成長させる原動力となる国家的プロジェクトである。

現在、東京・名古屋間において全国新幹線鉄道整備法に基づく工事実施計画が認可され、様々な課題解決を図りながら建設工事が進められているところであり、まずはこの区間の事業を着実に進め、次なる名古屋・大阪間事業への着手、一日も早い全線開業へと確実につなげていく必要がある。

また、名古屋までの先行開業を見据え、リニア効果を中部圏において最大化させるための取組を並行して進める必要がある。

さらに、リニア中央新幹線は、東京・大阪間の全線が開業してこそ機能が完全に発揮される事業であることから、名古屋・大阪間はルートや駅位置を速やかに確定させる必要がある。

そこで、我が国の成長を牽引するリニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と一日も早い全線開業の実現に向けて、次の事項を強く提言する。

- 1 **一日も早い全線開業の実現に向け、まずは、東京・名古屋間について、工事実施計画に基づき、事業が着実に進むよう、必要な支援及び措置を講じること。特に、静岡工区については、国立公園であり、ユネスコエコパークに認定されている南アルプスの自然環境や大井川の水資源への影響の回避・低減と、国家的プロジェクトであるリニア中央新幹線の早期実現を両立させる観点から、モニタリング会議等において、引き続き国として積極的に関与し、有識者会議で取りまとめられた報告書及び静岡県中央新幹線環境保全連絡会議における対話の結果を踏まえ、工事が早期に着手され、開業時期が示されるよう取り組むこと。**

- 2 東京・名古屋間の開業と同時に、中部圏においてリニアインパクトが最大限発揮されるよう、リニア駅を核とした広域交通ネットワークの整備等に取り組むとともに、駅周辺のまちづくりに関する支援など、地方創生に資する施策を積極的に講じること。
- 3 名古屋・大阪間の環境影響評価の円滑な実施、ルート及び駅位置の早期確定に向けた準備を連携、協力して進めること。

4 中部国際空港の第二滑走路の整備をはじめとする機能強化の早期実現について

中部国際空港は、2005 年の開港以降、中部圏等と国内外との「人の交流」、「産業のサプライチェーン」を支える重要な社会インフラとして、日本の成長エンジンであるこの地域の更なる発展をもたらし、我が国の成長に大きく貢献している。

このような中、中部国際空港沖では、名古屋港から発生する浚渫土砂を処分するための新たな埋立地の整備について、豊かな伊勢湾の再生にも取り組むことにより、漁業者の理解を得て、国土交通省の港湾事業として進められており、『中部国際空港の将来構想』の第 2 段階の滑走路としての早々の活用が強く期待されている。

この地域は、既に自動車産業や航空宇宙産業などの経済集積地であり、我が国の成長の「核」となっていることは言うまでもない。さらに、日本最大のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」のオープンなどにより、新たなイノベーションが生み出され、我が国の発展にますます貢献していくことが想定される。また、昨年世界遺産登録 30 周年を迎えた白川郷、2033 年にかけて式年遷宮を行う伊勢神宮など、外国人にも人気が高い観光資源が豊富に存在する等、世界から人を呼び込むことのできる「魅力」も兼ね備えている。

そして、本年には、いよいよ第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会が開催される。選手をはじめとする多くの外国人が本地域を訪れることとなり、地域の魅力を世界に発信する絶好の機会となる。

さらに、今後、リニア中央新幹線の開業により、名古屋・東京間が 40 分になるなど、三大都市圏の時間距離が大幅に短縮され、「日本中央回廊」として、世界に類を見ない 1 つの巨大な大都市圏が形成される。この地域は、その大都市圏の中核として、人流・物流の劇的な拡大により、航空需要の増加はもちろんのこと、我が国の発展を更に牽引していくことが見込まれる。

現在、中部国際空港では、『中部国際空港の将来構想』に基づき、第 1 段階である代替滑走路の工事を着実に進めており、今回の整備により、地域の「悲願」である完全 24 時間運用が実現する。

このような状況の下、航空旅客数 2000 万人級の空港を目指し、空港会社をはじめ地域全体で、路線拡大やアウトバウンド及びインバウンド双方向の利用促進を進めている。また、航空貨物については、コスト及び環境負荷の低減や、トラックドライバー不足等の物流課題の解決に向け、経済団体をは

はじめとする関係機関と連携し、空港への国際航空貨物の集約促進に取り組んでいる。さらに、国内外路線の乗換拠点として、自動運転、顔認証等の先進技術を活用した利便性向上・省人化や、空港を支える人材の確保・定着を含めた受入体制の強化も進めていく。

更に選ばれる空港となるため、脱炭素化に向けては、2023 年に、「セントレア・ゼロカーボン2050」を改定するとともに、国際空港評議会（ACI）により創設された空港カーボン認証（ACA）のレベル 4、中部国際空港脱炭素化推進計画の国による認定を取得し、空港関係者が連携し多様な取組を行っている。

航空機の脱炭素化に向け欠かせないSAFに関して、中部国際空港においては、地元自治体等と連携して原料となる廃食用油の回収に取り組み、昨年 5 月に日本で初めて貨物機に対する国産SAFの供給が開始されるなど、空港を起点としたSAFサプライチェーンが実現し、更なる拡大に向け取組を進めている。また、地域においても昨年 8 月に、「あいち地産地消SAFサプライチェーン推進協議会」が設置され、廃食用油の回収スキーム構築や、グレード認証制度の策定・運用に向けた検討が開始されるなど、SAFの普及促進に向けた機運も高まっている。さらに、脱炭素化に資するGXスチールについても、今後の利活用が期待されている。

以上のような様々な取組について、地域一丸となってしっかりと進めることにより、羽田空港、成田空港及び関西空港と肩を並べる、「世界に誇れる」拠点空港を目指していく。

国においては、第二滑走路の整備をはじめとする機能強化の早期実現に向け、次の各項目について格別のご配慮を賜るよう提言する。

- 1 空港西側の隣接地等に新たな埋立地を整備する「中部国際空港沖公有水面埋立事業」について、環境に配慮しながら、速やかな進展を図ること。**
- 2 『中部国際空港の将来構想』の第 1 段階である 2027 年度供用開始予定の代替滑走路の整備にあたり、引き続き十分な財政支援を行うこと。**
- 3 航空ネットワークを一層充実させるため、自動車産業をはじめとする地元企業からの期待が大きい北米路線やインド路線等の就航促進、アウトバウンド及びインバウンド双方向の利用促進、空港の受入体制の確保に関する支援を行うこと。**

- 4 中部地域で発生する航空貨物を中部国際空港から直接海外へ輸出する物流構造への転換を図る必要がある。そのため、とりわけ需要の高い北米路線の就航促進に向けた支援を行うこと。
- 5 ストレスフリーで快適な旅行環境の実現をめざし、最先端の技術・システムを導入し、旅客満足度の向上を図るための「FAST TRAVEL」について、引き続き支援を行うこと。
- 6 今後、選ばれる空港となるため不可欠となるSAFについて、利便性に優れ、円滑に供給できる製造拠点の立地促進、安定供給に向けた積極的な支援を行うこと。また、「セントレア・ゼロカーボン 2050」の実現に向け、中部国際空港脱炭素化推進計画の推進について、更なる財政支援を行うこと。
- 7 東海三県はじめ中部地域の主要都市、観光地から空港への道路・鉄道等のアクセスの充実に向けて、必要な措置を講じること。

5 地域公共交通の維持・活性化について

人口減少下において、学校や医療機関、商業施設など日常生活に不可欠な施設の統廃合が進み、住民は遠方の施設の利用を余儀なくされており、移動の問題が深刻化している。地方社会にとって鉄道・路線バス等の地域交通は、通勤や通学、通院など日常の移動手段として地域の暮らしを支えるとともに、産業や観光など地域振興に寄与する国民生活と経済活動を支える重要な社会基盤である。

しかし、地域鉄道事業者においては、人口減少やコロナ禍の影響による利用者の減少や、動力費・燃料費の高騰等による運営経費の増加により、行政の支援なくしては経営が成り立たない危機的な状況にある。

こうした状況の中、国においては、国も関与し地域鉄道の再構築を促進する仕組みや地域鉄道を社会インフラと位置付け、社会資本整備総合交付金を活用した支援制度などを創設した。

また、近年、地域鉄道においても人材不足が顕在化し、運転士不足を理由とした減便が実施されるなど、地域鉄道の人材確保が喫緊の課題となっている。

さらに、従来からの地域鉄道に対する行政支援のほか、北陸新幹線開業と同時にＪＲから経営分離された並行在来線の運営費や利便性確保のための投資経費等に対する支援が加わり、地域鉄道を維持するための地方負担は限界にきている。

加えて、路線バスでは従来から深刻な人材不足が続いていたが、2024年4月の「働き方改革関連法」の施行を契機に、全国の路線バスで大幅な減便が繰り返されるなど、県民にとって最も身近な移動手段が崩壊の危機に直面している。

そして、過疎地や中山間地では、日常生活や観光の足が確保できない「交通空白」が生じ、移動手段の確保が課題となっているため、国では、2024年度に「交通空白」解消本部や「交通空白」解消・官民連携プラットフォームを設置し、地方自治体や交通事業者、民間事業者等とともに「交通空白」の解消に向けた取組を進めており、2025～2027年度を「交通空白解消・集中対策期間」と位置付け、集中的な財政支援を行っている。

このような状況を踏まえ、地域が一体となった利用促進を進めながら、地方の重要な社会インフラであるＪＲローカル線を含む地域鉄道が、将来にわたり維持・活性化され、持続可能な地域社会の実現のみならず、地方創生に資する公共交通となるよう、また、路線バスの持続可能性を高め、「地域公共交通の最後の砦」としての役割を堅持できるよう、さらに、交通空白地において公共ライドシェアの導入を試みる地方自治体が、実証運行から社会実装に至るまで事業を継続させ、新たな地域の足として安定的に運用していけるよう、国においては、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

１ 公共交通の支援に関する予算の飛躍的増大

地方における地域の暮らしや経済活動を支えるためには公共交通は不可欠であることから、地域交通の「公共財・社会インフラ」としての位置付けを明確化した上で、行政主導による取組を進めるため、国において公共交通の支援に係る予算を飛躍的に増大させること。

２ 再構築や活性化に取り組む地域に対する支援の充実

- (1) 地域公共交通再構築事業（調査事業含む。）について、十分な予算を確保するとともに、輸送密度に関わらず支援の対象とすること。
- (2) 新駅や行き違い設備等の整備については、新規採択が中止されている地域公共交通計画事業（コミュニティ・レール化）に代わる、新たな支援制度を早急に創設すること。併せて、新たな支援制度の創設までは、地域公共交通計画事業の新規採択を継続すること。

３ 地域鉄道の維持・活性化への支援

- (1) 鉄道施設の維持管理や利便性向上に要する経費など、再構築や活性化に取り組む事業者の人件費を含む運営経費に対する支援制度の創設や地方財政措置の充実など、将来にわたり地域鉄道が持続的、安定的に運営できるよう強力な財政支援策を講じること。
- (2) 地域鉄道が、観光など地域振興に寄与する極めて公共性の高い社会インフラであることを踏まえ、鉄道施設の維持管理や更新に要する経費について、十分な予算を確保すること。

- (3) 鉄道運転士等の確保を図るため、就職セミナーの開催や就職奨励金の支給、給与等の処遇改善など、鉄道事業者および地方自治体等が行う人材確保および定着に向けた取組に対して支援を行うこと。
- (4) 地域鉄道に対する固定資産税の特例措置について、2026 年度末とされている適用期限を延長し、厳しい経営環境にある地域鉄道事業者の税負担の軽減を図ること。

4 並行在来線に対する支援の強化

- (1) JRからの経営分離に伴い並行在来線が引き受けた過大設備のスリム化等に要する経費に対し、新たな支援制度を創設すること。また、指令システムや車両基地など安全運行に必要な大規模設備の整備や更新、線路維持のための赤字補填・運営費助成等の財政支援制度を創設・拡充し、併せて地元負担に係る地方財政措置を講じること。
- (2) 並行在来線会社の大きな収入源となっている貨物線路使用料の算定について、利用者数を維持するために旅客列車を増便する場合においても交付額が減少しない方法へ改めるとともに、重量のある貨物列車の走行に必要な路盤やレールの強化など高水準の設備保守に配慮したものとすること。

5 JRローカル線を維持する仕組みづくり

- (1) 国鉄改革時には、不採算路線を含めて事業全体で採算を確保することを前提として制度設計が行われた経緯を踏まえ、JRローカル線を含めた鉄道ネットワークのあり方について、地方の切り捨てとならないよう国において方針を示すとともに、各地方の生活や観光にとって必要なJRローカル線が維持される仕組みを構築すること。
- (2) JR路線については、都道府県をまたぐ全国的なネットワークを形成するものであることから、その存続又は廃止の判断、及び他の交通モードに転換する場合の財政負担等については、国が統一的に責任をもって取り組むこと。
- (3) 不採算路線や利用者の減を理由に、減便や駅の無人化など、更なる利用者の減を招くサービスレベルの切り下げを行うのではなく、運行本数など地域に求められる一定の利便性を確保し、地方自治体と連携した利

用促進策を講じるよう、ＪＲに対し指導すること。

6 路線バスの維持・確保のための支援の充実

- (1) 路線バスの担い手となる交通事業者の経営安定に向け、新たな補助制度等の構築を検討すること。
- (2) 路線バス運転士の確保を図るため、国庫補助金の算定根拠となるブロック単価について、人件費相当分を政策的に引き上げるなど、構造的な賃上げにつながる取組を行うこと。また、物価高騰の影響が適切に反映される仕組みとすること。
- (3) 地域間幹線系統および地域内フィーダー系統に限らず、地域住民の重要な移動手段となっている路線を支援の対象とするなど、より一層の支援の充実を図ること。
- (4) 地方自治体が、それぞれの創意工夫のもとで行う人材確保に向けた取組や公共交通の利用促進策、自動運転等の技術の活用等による地域交通の維持・活性化について、補助制度の構築や特別交付税措置など継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

7 公共ライドシェア推進のための支援

- (1) 地方自治体が、地域の実情に応じて既存の交通事業者と連携した公共ライドシェアを円滑に導入できるよう、2025 年度に設立した「有志の知事によるデータを活用した「交通空白」解消を目指す研究会」の枠組み等も活用し、制度の更なる周知や国土交通省による積極的な助言を行うとともに、車両の購入費用や運転士の人件費、既存事業者に運行を委託する場合における既存事業の運賃と公共ライドシェア料金との差額調整に必要な費用等に対して、国による継続的な財政支援及び実装後の運行費用への補助メニューの拡大を行うこと。
- (2) 公共ライドシェアを含む地域交通が抱える課題に取り組む地方自治体に対し、市町村間連携や、ホテル・旅館の車両、スクールバス等の民間資源を活用した取組への国による支援及び課題解決に向けた法令等の弾力的運用を図ること。

6 「空飛ぶクルマ」の早期の社会実装に向けた取組の推進について

「空飛ぶクルマ」は、電動モーターで駆動し、垂直離着陸が可能なことから、環境への負荷が低く、滑走路を必要としないため、観光分野や地域交通のほか、災害救助、救急医療への活用など、様々な地域課題の解決策として大いに期待されている。このようなことから、中部圏では、「中部広域リージョン」をはじめとし、各地方自治体が民間事業者等と連携しながら、社会実装に向けた取組を進めている。

国では、経済産業省と国土交通省が 2018 年 8 月に設置した「空の移動革命に向けた官民協議会」で制度づくりが進められるとともに、経済産業省による機体開発支援などが行われている。

早期に「空飛ぶクルマ」を社会実装し、その恩恵を住民が享受できる環境を創出するためには、関連ビジネスの担い手となる民間事業者の参入が不可欠である。しかし、現状では、規制を含めた制度設計の全容が示されていないため、参入の検討が十分にできない状況にある。また、先行して示された離着陸場の整備指針では、離着陸場の周辺に制限表面の設定が求められるなど、垂直離着陸できる機体の特性に即していないとの声があるほか、充電施設を含む離着陸場の整備等に多額の資金が必要となるなど、事業を進めるうえで、ソフト・ハード両面で課題が生じている。

については、関係省庁による緊密な連携・協力のもと「空飛ぶクルマ」の早期の社会実装に向け、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 関係制度を早期に整備すること。
- 2 民間事業者に対し、機体購入や離着陸場の整備などの準備段階における多額の投資負担への財政支援を図ること。

- 3 早期の社会実装に向けて、インフラ整備など交通ネットワークの形成に取り組む地方自治体に対し、財政支援を図ること。

7 公共施設等の適正管理に係る地方財政措置の充実について

「公共施設等適正管理推進事業債」は、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、2017 年度に創設され、2022 年度には 2026 年度までを対象期間とし、地方債の発行を可能とする特例措置が認められた。

これまで当事業債を積極的に活用し、学校等の公共用施設や道路施設、河川、ダム、砂防施設等の長寿命化、老朽化対策を実施しており、公共施設等の適正管理に努めてきたところである。高度経済成長期に建設された公共施設等の老朽化が進行する中、例えば滋賀県では、建て替えを前提に検討を進めるのではなく、新たに建物構造躯体の健全性の評価を行い、健全な施設については、躯体を活用した大規模改修を行うことで、費用の縮減や工期の短縮、CO₂排出量の削減等の取組を進めているところである。

2027 年度以降においても、今まで以上に長期的・計画的な長寿命化対策等に取り組む必要があることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

公共施設等適正管理推進事業債の対象期間を延長するとともに、延長期間について現行制度よりも長期的なものとする。また、全体最適に向けた施設の集約化・複合化に取り組む場合は、公用施設を対象に加えるとともに、交付税措置率の拡大を図ること。

8 地域資源を活かした滞在型観光の推進について

2026年度からの新たな観光立国推進基本計画では、インバウンドの戦略的な誘客とともに、地方部への誘客をより一層強化する方針が示され、豊富な観光資源を有する中部圏地域にとって、国内外からより多くの観光客を迎え、観光によって地域経済を更に活性化する好機を迎えている。

また、オーバーツーリズム対策や多様な国・地域からの誘客、世界水準の受入環境整備などの施策を強化するため、国際観光旅客税の3倍への引き上げを含む税制改正関連法が2026年3月に成立した。

一方で、インバウンド旅行者を魅了する観光コンテンツであるスノーリゾートの経営環境は、国内スキー人口の減少や気候変動の影響により厳しい状況が続いている。スノーリゾートのポテンシャルを活かし、インバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込んでいくためには、令和8年度予算による財政的支援では不十分であり、スノーリゾートの環境整備の更なる推進を図り、国際競争力を更に高めていくための継続的かつこれまで以上の支援が必要である。

さらに、一部の観光地への観光客の集中による過度な混雑やマナー違反に伴う生活の質の低下などの課題が顕在化しており、啓発・周知効果をより一層高めていくためにも自治体だけでなく国全体で取り組むことが重要である。

あわせて、長期滞在型観光や分散型旅行など、新たな旅行スタイルを普及・拡大させていくため、働き方・休み方改革を国主導で進めることも必要である。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 インバウンド旅行客が大都市部に依然として集中していることから、地方への誘客を促すため、国を挙げた訪日プロモーションを展開すること。**
- 2 国際観光旅客税については、これまでも地方が主体となって地域資源を活用した観光の魅力向上等に取り組んでいることを踏まえ、地域の実情に応じた施策を更に充実するため、地方自治体にとって自由度が高く**

創意工夫を生かせる交付金の創設等にも活用すること。

3 スノーリゾート形成支援について

- (1) 国際観光旅客税の引上げを踏まえ、インバウンド獲得に意欲とポテンシャルのあるスノーリゾートの競争力を一層高めるため、「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」の予算を増額し、地域が十分に支援を受けられるよう予算措置すること。また、索道施設の整備等大規模な事業については、補助上限額を一層引き上げるとともに、複数年にわたり支援を受けられるようにするなど、より活用しやすい柔軟な制度とすること。
- (2) 上記事業の対象とならないスノーリゾートにおいても、老朽化が進む索道施設の安全対策が急務な状況にあるため、索道施設の更新・修繕等への補助制度を創設すること。
- (3) バックカントリースキーや、スノーアクティビティでの事故を未然に防止するため、多言語看板や安全機器の整備など安全確保に向けた環境整備への財政的・技術的支援を強化すること。また、自治体・観光地域づくり法人（DMO）・事業者が取り組むガイド育成への支援を行うこと。
- (4) 地域と調和した観光が楽しめるよう、入国前または入国時におけるマナー啓発を行うなど、インバウンド旅行者への情報発信を強化すること。

4 観光コンテンツの維持や磨き上げ、オーバーツーリズム対策を一層推進するため、観光施設において適切な料金設定が行われるよう、居住者と非居住者で料金差を設ける、いわゆる「二重価格」を含め、地域の実情を踏まえた料金設定の在り方について論点整理と議論を深めること。

5 社会変革に伴う長期滞在型観光や分散型旅行、ワーケーションなど、多様性のある新たな旅行スタイルを推し進めるため、2労働週(週5日勤務の場合10日間)以上の連続休暇を確保すること等を求めるILOの年次有給休暇に関する条約を批准するとともに、国主導で働き方・休み方改革を進め、企業に対しては休暇の分散やプラスワン休暇などの働きかけを行うこと。

9 第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催に対する支援について

愛知・名古屋で開催される第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会（以下、「愛知・名古屋大会」）までいよいよ3ヶ月となった。

アジア競技大会は、アジア45の国と地域が参加するアジア最大のスポーツの祭典であり、第二次世界大戦後まだ間もない1951年、戦禍によって引き裂かれたアジア諸国の絆を、スポーツを通じて取り戻し、アジアの恒久平和に寄与したいとの願いを込めて始まり、日本での開催は、東京、広島に続き3回目となる。

また、アジアパラ競技大会は、障害への理解促進や、障害のある方の自立と社会参加の促進に大きく寄与する大会であり、日本では初開催となる。

愛知・名古屋大会の開催は、日本全体のスポーツの発展に寄与するものである。また、拡大するアジアとの交流を一層深め、中部圏の交流人口の拡大及び国際競争力の向上や、多様性を尊重し合う共生社会の実現などにも大きく寄与し、さらには、日本全体の成長にも貢献するものである。

こうしたなか、昨年9月、全国知事会に設置されたアジア・アジアパラ競技大会推進本部においても、国内外に向けた各地の魅力発信や参加国との国際交流による地域活性化に向けた取組を進めているところである。

愛知・名古屋大会を一過性のイベントとして成功させるだけでなく、愛知・名古屋はもとより、中部圏、さらには日本全体の成長・発展に着実に結び付けていくため、国において、次の事項について格別の措置を講じられるよう提言する。

- 1 愛知・名古屋大会の更なる機運醸成に向けて、国として、大会の実施競技や大会関連イベント等について、時機を逸することない積極的な情報発信を実施すること。**
- 2 フルスタジアムの実現を目指し、アスリートに大歓声の会場で最高のパフォーマンスを発揮していただくため、チケット販売情報の発信等を実施するなど、チケットの販売促進を後押しすること。**

10 令和6年能登半島地震等を踏まえた今後の災害対策の推進について

令和6年能登半島地震では、石川県で最大震度7を観測したほか、新潟県、富山県、福井県など広い範囲で激しい揺れに見舞われた。

この地震により、700名を超える尊い人命が奪われ、多数の建物崩壊、広範囲における液状化現象、津波による浸水など甚大な被害が発生した。

また、被害は、上下水道・電気・通信といったライフラインの損傷や、道路、河川、砂防、港湾・漁港、農地・農業用施設などの数多くのインフラ施設、文教施設、保健医療福祉施設、伝統産業や酒造業・観光業・製造業などの様々な事業者、文化財等あらゆる面に及び、多大な影響が生じた。

石川県をはじめとした被災自治体においては、自衛隊や警察、消防などの関係機関の協力の下、人命救助を最優先に応急対策に取り組んできたところであり、中部圏においても、「災害時等の応援に関する協定」に基づき、被災県への人的・物的支援を行うなど、一丸となって対応した。

国においても、発災当初から、人的・物的支援のほか、激甚災害・特定非常災害等の指定や予備費及び補正予算による財政支援等、迅速かつ被災自治体に寄り添った支援を継続的にしていただいております、大変心強く感じているところである。

今回の地震は、半島という地理的背景のほか、拠点都市から離れた過疎・高齢化が進む地域で発生した大災害であり、産業の維持、人口流出、地域介護など徐々に進む課題を一気に顕在化させたが、今後、日本の多くの地方がこうした課題に直面すると考えられる。

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、昨年7月に災害対策基本法が改正され、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について措置を講じることとされたが、災害対策の更なる充実強化を図る必要がある。

加えて、昨年3月に新たな被害想定が示され、9月には30年以内の発生確率が見直された南海トラフ地震等への対策についても、能登半島地震の教訓

や「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」等を踏まえながら、早期に推進していかなければならない。また、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」が 2025 年 6 月に閣議決定されており、切迫する南海トラフ地震などへの耐災害性強化を図る必要がある。

こうしたことから、今後の災害対策の推進に向けて、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 被災者支援について

- (1) 被災者生活再建支援制度や地域福祉推進支援臨時特例交付金をはじめとする被災者支援については、制度の持続可能性や公平性、わかりやすさにも配慮したうえで、被害の特性や物価の状況を踏まえ、同一災害において、被災の程度が同じであれば居住地に関わらず支援内容も同じとするなど、支援の拡充を検討すること。**

- (2) 液状化対策について、事業費が多額となることに加え、住民の合意形成や用地境界の確定などの課題に十分配慮し、地下水位低下工法による効果を発揮するための施設等の長寿命化を含め、必要な対策が完了するまで継続的に技術的・財政的支援を行うこと。**

また、液状化の影響を受けた土地について、2025 年 9 月に策定された「土地境界再確定加速化プラン」に基づき、境界再確定が迅速に進むよう、継続した支援等を行うこと。

- (3) 災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が位置付けられたことを踏まえ、災害時に迅速に仮設住宅等における高齢者や障害者の日常生活を支える福祉・介護サービスのサポート拠点施設を設置できるよう、拠点施設の整備・運営費用について、災害救助費のメニューに予め位置付けたり、新たな補助制度を設けたりするなど、恒久的な財政支援を講じること。**

- (4) 現在の福祉仮設住宅制度においては、対象者について、全壊等の被害を受けた施設にもともと入所されていた方のみとなっているが、被災地での長期にわたる避難所生活等で新たに配慮が必要となった方の受け皿を整備するため、在宅から新たに入所が必要となった方なども対象とするなど、制度の柔軟な運用や拡充を行うとともに、受け皿整**

備に係る新たな制度の創設を行うこと。

- (5) 夏場や冬場の災害時の避難生活に配慮するため、公立小中学校だけでなく高等学校も含む学校体育館をはじめとした避難所の冷暖房設備の充実など環境改善に係る国庫補助を拡充すること。
- (6) 避難所生活の長期化を見越し、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の配慮が必要な方々の多様な視点を踏まえた避難所運営や感染防止対策の実施に必要な設備整備に対して財政支援を行うこと。
- (7) 広域災害において切れ目のないきめ細かな被災者支援を展開するため、広域避難に関するガイドラインを策定するほか、都道府県域を超えた情報共有を行う広域データベースシステムを国が導入すること。加えて、発災直後からの被災者の避難情報を継続的に把握するには、マイナンバーカードの活用が有効であることから、普段からの活用を促進するための環境整備について支援すること。

また、災害対策基本法をはじめとする災害関連法における個人情報の扱いを明確化すること。

- (8) 地域の交流の場であり災害時には避難所にもなる公民館等を、物流や移動、情報のハブとして整備するために必要な支援を継続的に行うこと。

加えて、有事に備えて平時から当該ハブを拠点としたドローン航路について整備する必要があることから、航路の検討・整備に係る財政負担に対して、支援を行うこと。

- (9) 住家被害認定調査などにおいて、不動産鑑定士などの専門家に業務を依頼する際の経費について財政的支援を行うほか、デジタル技術の活用等により、調査・手続の更なる簡素化を図ること。
- (10) 被災した建物を放置すると、二次災害の危険性が高いことから、被災した建物の解体に対する補助事業の支援対象について、特定非常災害に限らず半壊の建物まで拡大すること。
- (11) 全壊・半壊した家屋等の解体や災害廃棄物の処理について、処理が全て完了するまで継続的に人的・技術的・財政的支援を行うこと。
- (12) 災害公営住宅整備について、今後も建設費の高騰に合わせて、適切に補助限度額を見直すこと。

- (13) 被災児童が避難先の別の自治体の保育所等を一時的に利用した場合に生じる費用について、その全額を財政支援すること。
- (14) 被災者見守り・相談支援等事業について、地方負担が生じることがないように、仮設住宅供与期間中はその全額を財政支援すること。また、災害公営住宅の完成・入居後も財政支援を継続すること。
- (15) 被災地心のケア事業について、地方負担が生じることがないように、その全額を財政支援すること。
- (16) 土砂災害等により孤立する可能性のある地域での情報通信機器の整備や物資等の備蓄などの対策について、財政支援を行うこと。
- (17) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費、資機材の購入等の基盤整備費用及び災害ボランティアの活動環境整備費用について、財政支援を行うこと。
- (18) 災害救助法適用時において、宿泊施設を避難所として活用する場合の利用金額については地域の実情に応じた自主的・弾力的な設定ができるようにすること。また、宿泊施設を避難所として活用できるよう、事前登録の創設など全国で利用できる仕組みを整備すること。
- (19) ペットを飼う被災者の円滑な避難のため、避難所において人とペットの動線を分けるためのペット飼育用トレーラーハウスの設置費用や、ペットの一時預かりに係る費用について、災害救助法の対象経費とすること。
- (20) 被災した児童生徒からニーズが高い制服や通学鞆等の支援について、災害救助法における学用品の給与の対象とすること。
- (21) 震災等により滅失又は損壊した住宅の敷地を住宅用地とみなす固定資産税・都市計画税の特例措置について、適用期間が被災後2年度までとされているが、災害の規模や復旧状況等に応じて柔軟に延長すること。
- (22) 発生災害の実態を踏まえ、自治体の自主的・弾力的な運用を可能にするとともに、災害救助法の事務手続を簡素化するなどし、自治体の負担軽減を図ること。
- (23) すべての避難所でスフィア基準を踏まえた良好な生活環境を実現するため、国において資機材や避難生活支援に関する専門人材等を確保するとともに、大規模災害により被災自治体が機能しない場合には、

国が被災自治体と連携し、避難者用テント等の資機材や避難所運営が可能な人材を送り込む仕組みを創設すること。

2 生業再建や雇用維持に向けた支援について

- (1) なりわい再建支援事業をはじめとする事業者支援については、制度の持続可能性や公平性、わかりやすさにも配慮したうえで、被害の特性や近年の物価の状況を踏まえ、同一災害において、被災の程度が同じであれば所在地に関わらず支援内容も同じとするなど、支援の拡充を検討するほか、被災地の復旧状況等を踏まえ、十分な事業期間の確保や対象事業期間の遡及適用など柔軟な運用を行うこと。
- (2) 大規模災害時には、被災地域の商工会・商工会議所の業務がひっ迫することを踏まえ、事業者へ手厚い相談対応を行うため、地域の実情に応じて全国の商工会・商工会議所が行う被災地域への経営指導員の派遣に対し支援すること。
- (3) 過疎・高齢化が進む地域において、被災による更なる人材流出を防ぐため、雇用維持対策として重要な雇用調整助成金の支給期間及び支給日数の延長及び事業主負担の軽減措置や、産業雇用安定助成金による在籍型出向に対する支援など、雇用対策の拡充を検討すること。
- (4) 漁船・漁具や水産業共同利用施設など農林水産施設の早期復旧に向けた予算の確保や補助制度の柔軟な運用を行うこと。
また、被災した漁場の機能・生産力の再生・回復に向けた漁場環境や水産資源の調査等に対して、長期にわたる支援を行うこと。
- (5) 被災地での医療を担う公立病院については、患者の広域避難に伴って収入が減少している一方、今後の医療需要の増加に備えて医療スタッフを確保する必要がある、大きな財政的負担が生じていることから、運営継続に必要な支援とともに、業務効率化や医療の質の向上に資する医療 DX の促進への支援を行うこと。
- (6) 被災地の復興を見据えた正確な観光情報を発信するとともに、被災地の復興状況を踏まえつつ、観光需要を十分に喚起できるよう手厚い旅行需要喚起施策を実施すること。

また、被災地外で長期にわたり2次避難に活用された施設の原状回復などについて必要な支援を実施すること。

3 災害復旧事業の拡充について

- (1) 農業機械・畜舎などの復旧事業について、複数年度にわたって申請可能とするなど、支援を継続すること。
- (2) 医療施設等災害復旧費補助金について、激甚災害法適用による補助率嵩上げの対象とならない民間医療機関及び医療関係者養成所施設に対する補助率を嵩上げすること。
- (3) 児童福祉施設及び社会福祉施設等の災害復旧費国庫補助金について、工事事務費に係る上限を撤廃又は緩和するとともに、原則として補助対象外となっている借用土地及び借用施設に係る災害復旧に要する費用を全額補助対象とすること。
- (4) 被災した社会福祉施設の復旧に当たっては、災害査定業務の更なる簡素化等を図るとともに、原形復旧だけでなく、施設の個室化・ユニット化など現在の施設として求められる機能を付与することや、入所施設から訪問サービスへ、といったサービス種別の変更及び一部廃止を可能とするなど、地域の実情に応じた復旧についても補助対象とすること。

あわせて、追加工事を理由とした査定後の増額協議を可能とするとともに、震災による入所者の激減等により、厳しい経営を強いられている事業所に対し、事業再開・継続に向けた運営費用等についても支援すること。
- (5) 被災した学校施設の早期復旧に向け、災害査定業務において被災自治体の実情に即した柔軟な対応を図るとともに、補助対象の拡大や経費の算定方法の見直しなど財政支援を拡充するほか、災害発生時には国において全国から工事業者を確保し被災地への派遣に向けて調整すること。
- (6) 国指定以外の幅広い被災文化財の保存・修理に対する財政支援制度を創設すること。
- (7) 鉄道施設災害復旧事業費の補助率や地方公共団体負担分に対する特別交付税算定率の最大限の引き上げ、事業者負担分を地方公共団体が支援した場合の地方財政措置の拡充など、支援を拡充すること。

4 インフラの復旧及び防災・減災、国土強靱化の推進に向けた支援について

- (1) 能登半島地域のアクセスルートである幹線道路や海岸線の道路などが寸断され、数多くの孤立集落が発生したことから、道路の高規格化や防災対策といった道路ネットワークの機能強化並びに物流拠点となる港湾施設の強靱化に向け、技術的・財政的支援を行うこと。
- (2) 上下水道システムの「急所」となる施設（その施設が機能を失えば、システム全体が機能を失う最重要施設）の耐震化や災害時の拠点となる医療機関や避難所等の重要施設に接続する管路の耐震化・ネットワーク化の促進などの上下水道施設の地震対策に対する必要な予算を継続的に確保するとともに、更なる拡充を検討すること。

特に過疎地域などの財政基盤が脆弱な自治体も念頭に、耐震化実績が進んでない水道施設への対象拡大及び資本単価など補助要件の緩和、老朽管更新などの補助率引き上げを行うこと。

- (3) 地域住民が管理する小規模な水道が被災した場合の復旧に係る財政支援制度を創設すること。また、人口減少に直面している地域における持続可能な上下水道インフラの構築に向けて、小規模分散型水循環システムの導入に係る支援を行うとともに、必要な法整備もあわせて行うこと。
- (4) 通信基盤について、支障となった通信エリアを復旧するととどまらず、衛星系通信等（スターリンクやHAPS）を活用したネットワークの冗長化など、災害時でも強靱な通信インフラの整備を推進すること。特に、孤立が想定される集落については、衛星携帯電話や衛星系通信サービスの配備が進むよう、配備に必要な経費に対して支援することに加え、通信料金を無料化する等、緊急時の通信手段の確保策を講じること。

携帯電話基地局強靱化対策事業について、地方自治体に財政負担が生じないように、国の責任と財源において事業を推進すること。また、事業者に対し整備に係る応分の負担を求めることを検討すること。

- (5) 災害時に避難所等に活用される道の駅の防災機能強化を図るため、自家発電設備や貯水施設などの避難に備えた設備配置に必要な支援を行うこと。

- (6) 避難路沿道建築物の耐震化促進のため、必要な予算の確保と物価高騰に追従した補助限度額の拡充を行うこと。
- (7) 空き家の倒壊が救助、避難、緊急輸送などの支障とならないよう、空き家の活用や除却を促進するため、相続家屋や当該敷地の譲渡所得の特別控除に係る期間を延長するほか、補助要件を緩和すること。
- (8) 被災等による再生可能エネルギー設備の放置の防止のため、地方公共団体においても、詳細な設置場所や所有者等の必要な情報を入手できる仕組みを構築すること。

また、既存設備を含めた再生可能エネルギー発電設備について、適切な廃棄処分やリサイクルの促進のため、廃棄等費用の積立制度を見直すとともに、基金の設置など財源確保も含めて必要な対策を講じること。
- (9) 第1次国土強靱化実施中期計画に関する予算については、今後の物価高や賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、計画的かつ更なる加速化・深化を図るために十分な予算・財源を、通常予算とは別枠で、地方の財政負担率は現行の補正予算を含めた水準を維持しつつ、当初予算として確保すること。
- (10) 利用しない農業用ため池について、今後、決壊等の災害が発生する危険があることから、集中的かつ円滑に廃止を進めるため、実施要件を緩和するなど、支援を拡充すること。
- (11) 緊急防災・減災事業債の恒久化をはじめとした財政支援の充実を図ること。
- (12) 令和6年能登半島地震の被災地において、膨大な量の復旧工事により人材・資材の不足や費用高騰等が発生していることを踏まえ、災害復旧工事について、資機材調達や技術者確保に必要な経費を計上する「復興係数」を導入すること。
- (13) 中東情勢に伴う建設資材の価格高騰や供給不足が懸念されていることを踏まえ、復旧・復興工事を進めている被災地に対して、建設資材の安定的な供給に必要な措置を講じること。

5 円滑な被災地支援に向けた体制の構築について

- (1) 発災直後から被災地のニーズに寄り添った迅速な支援を実施できる

よう宿泊場所を国において調達すること。

- (2) 災害時に被災地へ派遣する職員が使用するキャンピングカー等の移動式活動拠点等やトイレカー、スターリンクなど災害時でも利用できる衛星インターネットサービスの利用に必要な設備を国において確保し、発災時には迅速に被災地へ配備するとともに、自治体が導入する場合の財政支援を一層拡充すること。
- (3) 被災した市町村の災害対策全般をサポートできるマネジメント人材の育成強化を図ること。

6 大規模地震に伴う広範な火災の発生時における自衛隊の更なる支援

大規模地震に伴う広範な火災が発生した場合には、火災発生場所に残存する要救助者に十分配慮しつつ、必要に応じて空中消火を行うとともに、航空運用調整班の迅速な設置と的確な運用に対する支援を行うこと。

7 原子力防災対策について

原子力災害対策指針について、自然災害により、建物や道路が損壊した状況下での避難や屋内退避に係る考え方について改めて検討し、速やかに示すこと。

また、避難対策について、避難のための道路や港湾等のインフラ、公共施設等について、国が主体となって早急に整備を進めるとともに、適切な維持管理を行うこと。

加えて、防災対策を重点的に充実すべき地域に必要な施設の整備等について、十分な予算措置を講じること。

8 復旧・復興に向けた総合的な財政支援について

災害対応経費は被災自治体の財政を大きく圧迫することから、創造的な復興に向けた先進的取組をはじめ、被災自治体が躊躇なく復旧・復興に取り組めるよう、国庫補助制度の創設・拡充や地方財政措置などの手厚い財政支援を中長期的に講じること。

9 復旧途上に発生した災害における支援について

- (1) 復旧途上に発生した災害における被害は、以前の災害の影響を多分に受けていることが想定され、別災害として判断することが困難であることから、被害認定にあたっては、複数の災害の被害を考慮した手厚い被害認定とすること。

また、被災者生活再建支援金については、全ての被災市町の被災者に対して、法に基づく救済が平等に行われるよう、同一災害にもかかわらず適用対象外となる市町がないように取り扱うこと。

- (2) 復旧・復興の途上で再度被害を受けた被災事業者に対する国の各種支援メニューについて、手厚い支援を講じるとともに、制度の柔軟な運用を図ること。

また、復旧途上に発生した災害の被害を受けた仮設施設について、復旧・修繕に必要な支援を行うこと。

- (3) 復旧途上に発生した災害により災害対応の長期化や業務負担の増大が想定されることから、県及び被災市町に対し、復旧・復興支援技術職員派遣制度や元職員等情報提供制度の活用を含め、十分な人的支援を行うこと。

10 災害の調査研究について

- (1) 太平洋側のみならず、日本海側も含め早急に地震・津波に関する観測体制の充実・強化を図ること。

また、中部圏に存在する活断層の地域評価を早期に実施するとともに、近年、地震が頻発する日本海側の陸域など、これまでに十分な知見が得られていない地域についても調査・研究を行い、調査結果を早期に公表すること。

- (2) 令和6年能登半島地震における災害関連死や孤立集落の発生といった課題を踏まえ、能登半島地震のみならず、全国でこれまで発生した災害における災害関連死や孤立集落の事例の分析を行い、原因に応じた予防・対応策を講じること。また、地方自治体が予防・対応策を実施する場合には、必要な財政的支援を行うこと。

11 南海トラフ地震対策について

- (1) 2025年8月に国において公表された「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」を踏まえ、臨時情報発表時に住民や防災関係機関が平時との違いを適切に理解し、戸惑うことなく円滑かつ確実に防災対応をとれるよう、平時からの周知・広報の強化、情報発表時の呼びかけの充実等を図ること。
- (2) 臨時情報発表に伴い、事前避難を実施した場合、南海トラフ地震の発生形態や事前避難対象地域であるかに関わらず、災害救助法の適用対象とすること。また、避難誘導や避難所を開設、運営する市町村の財政負担を軽減するための仕組みを充実させること。
- (3) 国において実施された南海トラフ地震の被害想定について、最新の知見に基づく地震モデルや想定手法の考え方等を分かりやすく各県に情報提供するとともに、各県が被害想定を見直す際には、技術面・財政面等から必要な支援を行うこと。
- (4) 事前防災を充実・強化する観点から、避難所運営に必要となる備蓄や資機材の整備のほか、地域で実施されている避難対策に係る先進的かつ特色ある取組に対し、必要な対策をより一層推進できるよう、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）の上限額を引き上げるなど、十分かつ継続的な財政支援を講じるとともに、対象を拡充すること。
- (5) 南海トラフ地震では、津波などの影響で沿岸部の住民を中心に大規模な広域避難が想定されるため、能登半島地震を教訓に、広域避難を行うべき場合やその対象者の整理、ホテル・旅館等の確保、被災者の移送手段の確保、広域避難先での生活支援物資の配布や医療・福祉のケア、外国人観光客を含む帰宅困難者への対応など、避難者の継続的な支援等の仕組みを速やかに検討するとともに、その実効性の確保に向けた広域的な防災訓練の実施や、被災者の受入県における宿泊環境整備への支援等に取り組むこと。
- (6) 南海トラフ地震発生時における被災者生活再建支援について、原資となる基金の想定を超える場合には、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。
- (7) 南海トラフ地震では、広域かつ甚大な被害の発生が見込まれ、また津波による被害も想定されることから、地方自治体による基幹的広域

防災拠点の整備、大規模な広域防災拠点等の機能向上、高規格道路の高架区間等における緊急避難場所整備、消防団等の地域防災力充実強化、防潮堤・防災林の整備、高台への住居の集団的な移転など、能登半島地震の教訓等も生かしながら、事前に防災や減災に資する対策を重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。

- (8) 南海トラフ地震発生時、ゼロメートル地帯においては、地震による液状化の影響で河川・海岸堤防等が沈下・損壊し、地震直後に浸水が始まり、その後の津波によっても広範囲が浸水し、長期的に湛水するなど被害が甚大となるおそれがあることから、能登半島地震の被害状況も踏まえ、河川・海岸堤防等の強化、浸水区域内での救出救助活動の拠点となる広域防災活動拠点の整備に対し特段の財政措置を講じること。

12 防災庁の地方機関の設置について

国が 2026 年中に設置を目指している「防災庁」の地方機関である「防災局」について、防災体制の空白地を生まないため、全国各地における大規模地震発生の可能性や、バックアップ機能の確保の観点から、設置するエリア及び組織体制について、十分な機能を確保できるよう検討すること。

1 1 クマへの緊急銃猟制度および総合的な対策支援の充実について

2025年度の全国のクマによる人身被害の件数は216件となり、過去最多を記録した。人身被害の発生、出没情報が増加しているところであるが、春季の出没件数が増加しており、秋季だけでなく春季も確実な対策が求められている。これは、ブナ等の堅果類の豊凶の変化による冬眠前のエサ不足によるものだけではなく、中山間地域の人々の活動が変化し、里山利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加によりクマの生息区域が拡大していることなどが背景と考えられる。

2025年9月から、鳥獣保護管理法の改正により開始された緊急銃猟制度では、市町村長の権限で、人の日常生活圏に出没したクマを駆除できることとなった。中部地方においても既に緊急銃猟の実施によりクマが駆除されている。

しかし、緊急銃猟制度の運用にあたり、知識と技能を有した市町村職員をはじめ、捕獲者およびその指導者の不足や高齢化、また、人の日常生活圏での特にクマの追い払い、捕獲、駆除等の経験がない等の課題が生じている。そのため、市町村、警察、捕獲者、県は連携を強化し、実地訓練や専門的な知識を得るための研修による人材育成や、ICTを使った出没状況の把握等、効率的な体制整備を急ぐ必要がある。さらに、緊急銃猟制度等の実施に必要な資機材の確保のほか、出没予防のための環境整備、捕獲のための予算確保によりクマ出没に対する総合的な対策が求められている。

こうした状況を踏まえ、人の日常生活圏でのクマの出没時における緊急銃猟制度の円滑な実施に加え、総合的な対策が図られるよう、国においては、次の事項について、特段の措置を講じられるよう提言する。

1 知識と技能を備えた捕獲者およびその指導者育成に係る継続的な支援を行うこと。（省庁連携の「クマ被害対策パッケージ」の実行支援の継続）

- 2 生息状況調査、生息環境整備（広葉樹林の森林経営、緩衝帯等）、被害防除、問題個体の捕獲および、緊急銃猟制度の体制整備ならびにその財源確保を行うこと。
- 3 人の日常生活圏への出没傾向や行動パターンなどクマの生態調査等を実施し、具体的事例を含めた情報共有を行うこと。

1 2 国主導による人口減少対策の実施について

現在、我が国の人口は 2008 年をピークに減少局面に入っており、2050 年には約 1 億人に減少すると予測されている。中部圏においても、東京圏等への人口流出による、人口減少が続いている。地方においては、担い手不足など、その影響がすでに顕在化している地域もあり、人口減少対策を強力に推し進めることで、持続可能な地域をつくり上げていく必要がある。

中でも少子化はとどまる気配はなく、国の閉塞感につながる危機的な状況は深刻さを増している。2025 年の合計特殊出生率は 1.14 と過去最低となり、出生数も約 67.1 万人で過去最少を記録するなど、我々の予想を上回るペースで少子化が進んでいる。政府は、新婚生活に対する経済的支援や、不妊治療の支援の拡充、子ども・子育て支援の強化などに取り組んでいるが、結婚、妊娠、出産の希望をかなえ、安心して子育てができる環境の整備が必要である。

政府が定めたこども大綱では、個人の多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、その上で若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が自らの主体的な選択により結婚し、子どもを産み育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本とされている。

少子化対策の取組は、都市と地方の違いはもちろん、その地域の実情に応じてアプローチが異なることから、地方自治体が地域の実情に応じた少子化対策に取り組めるよう、財源確保も含めた支援が必要である。

また、地方同士が子どもや若者を奪い合うことなく、全ての子ども・若者や子育て世帯が、全国のどこに住んでいても、全てのライフステージにおいて幅広く子ども・子育て支援を受けられる環境がより一層整備されることが重要である。

少子化対策は待ったなしであり、2025 年 6 月に決定された「こどもまんなか実行計画 2025」に掲げる各事項について、早期かつ着実な実施を求める。

また、人口減少に歯止めをかけ、地方を活性化し、我が国の持続的な発展を実現していくためには、こうした少子化対策とあわせ、東京一極集中を是正する地方創生の取組を深化させ、都市から地方への人の流れを拡大させていくことも重要となる。

については、次の事項について、特段の措置を講じられるよう提言する。

1 こどもまんなか社会の実現のためのこども家庭庁

こども家庭庁においては、各分野における子ども関連政策について、関係省庁と密接に連携しながら、司令塔機能を発揮し、省庁横断の一貫性を確保するための総合調整等を行うこと。

2 きめ細かな少子化対策を講じるための安定した財源の確保

- (1) 出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確実に確保すること。
- (2) 「こども未来戦略」で掲げた目指す社会の実現に向けては、加速化プランを含めた各施策の実施にあたり、具体的な内容やスケジュールを早期に明示した上で、地方の意見を聴きながら検討を進めること。また、施策実施に必要な地方財源について、地方の実情に応じて確実に措置すること。
- (3) 地域の実情に応じた結婚支援等の取組を継続・強化して実施できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の安定した予算措置や更なる補助率の引上げを図るとともに、自由度の高い交付金や、複数年度にわたる柔軟かつ大胆な施策の実施が可能となる基金制度を創設すること。

3 子育てに関する経済的支援の充実

- (1) 理想より実際に持つ子どもの数が少ない理由として、経済的負担を挙げる声が最も多いことを踏まえ、0～2 歳児の保育料の完全無償化などの経済的負担軽減につながる対策を積極的に講じること。
- (2) 高等学校等の教育費の負担軽減のため、高校授業料の無償化については、次年度以降も確実に実施されるよう、地方負担分を含め、恒久的な財源を確保すること。

- (3) 大学・専門学校等高等教育の教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、制度の拡充を図り、高等教育の授業料の無償化を国の責任と財源において実現すること。その際、地域における教育費の実態を踏まえた仕組みとすること。また、大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経費が必要となることから、入学前の貸付制度を創設すること。

4 ライフデザイン教育・プレコンセプションケアの推進

子ども・若者が、妊娠・出産の適齢期や不妊などに関する正しい知識を身に付けるとともに、自身の健康管理や家族の大切さなどについて考えるきっかけとなるよう、ライフデザイン教育やキャリア教育、プレコンセプションケアを全国的に進めること。

5 不妊・不育症に悩む家族への支援

不妊・不育症治療等について、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図るとともに、独自支援を行う自治体への財政的支援を行うこと。

6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

- (1) 助産師の養成・確保に向けて、助産師養成課程における実習要件の弾力化等について検討すること。また、助産師の人員配置に関する基準の明確化を行うこと。
- (2) 医療的ケア児の家族の負担を軽減するため、家族の要請に応じて一時的に受け入れるレスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充すること。

7 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

- (1) 市町村が実施する新生児・乳幼児健診の健診費用についても、実情に応じた費用助成を行うこと。
- (2) 全ての妊婦が、全国どの地域においても安心して子どもを産み育てることができるよう法整備がなされたところであるが、里帰り妊婦の情報が里帰り先の自治体に確実に引き継がれるための全国共通の情報システ

ムの 2026 年度の本格稼働に向けて確実に取組を推進すること。また、居住地外で妊婦健診を受ける際の一時的な窓口負担の解消に係る方策について早急に明らかにすること。

- (3) 心身ともに負担の大きい産後の母親が一時的に育児から離れ、心身ともに回復できるよう、産後ケア事業の制度および財政措置の拡充を図るとともに、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。

8 子ども医療費助成の制度化

子育て家庭の医療費に係る経済的な負担軽減を図り、抵抗力の弱い子どもの疾病の早期発見と治療を促進するため、地域格差が生じることのないよう、全国一律の子ども医療費助成制度を創設すること。

9 幼児教育・保育の充実

- (1) 子ども・子育て支援新制度の推進に必要な財源の確保および実施主体である市町村の取組について十分な支援を行うこと。特に、幼児教育・保育の無償化に必要となる地方財源について、一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置するなど、国の責任において必要な財源を確保すること。「保育政策の新たな方向性」に対応し、地域の課題に応じて必要な施設整備の推進と、他産業と遜色ない給与水準となるよう保育士等の処遇を改善し、有為な人材を活用・確保できる仕組みづくりを積極的に進めるとともに、幼児教育・保育の質の向上が図られるよう支援すること。また、保育士修学資金貸付制度の継続や、無償化の対象となる児童が限定される病児保育に係る第 2 子以降の利用料無料化など、地方自治体が地域の実情に応じた取組を推進できるよう支援すること。
- (2) 就学前の全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることができるよう、保育所、認定こども園、幼稚園への施策を一元化するとともに、施設種別や認定子どもの区分による支援の格差を解消すること。
- (3) 子ども・子育て支援新制度の施設型給付費に係る 1 歳児の職員配置基準の改善を早期に実施すること。
- (4) 保育士等の処遇改善について、キャリアアップ研修等のキャリアパス制度に係る処遇改善を進め、財政的支援を継続的に行うとともに、研修に参加できるよう十分な代替職員の配置を可能とするなどして、受講し

やすい環境づくりを支援すること。また、研修受講を加算取得の要件とする時期について、柔軟に対応するなど、更なる処遇改善の取組を進めること。

さらに、新制度に移行していない私立幼稚園における人材確保のため、処遇改善におけるベースアップ率などについて、新制度に移行した私立幼稚園と同様、園に負担を求めない統一された仕組みを国が明確に示すこと。

- (5) 年度途中入所やいわゆる「育休退園」が多く、また、女性の就業率の上昇による更なる需要喚起が想定される低年齢児保育を充実させるため、年度当初から保育士の加配が可能となるよう、施設型給付費などの公定価格を見直すこと。
- (6) 発達障がいなどを含む特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援を実施するため、障がい児保育を行う職員の確保と、その指導にあたる専門職の配置、また、障がい児の受入状況に応じた適切な人員配置を行うことが出来るよう、国において財政支援を拡充するなど、障がい児保育施策の充実を図ること。
- (7) 安心・安全な保育を提供するため、全ての保育所等に、必要保育士数とは別に看護師等の配置が可能となるよう、公定価格の見直しを図ること。
- (8) アレルギーへの対応や宗教上の理由への配慮などが必要な子どもが増えているとともに、原油価格・物価高騰により事業者や利用者に大きな影響が生じていることから、安全・安心で質の高い給食を提供するため、十分な調理員配置が可能となるよう、配置基準の見直しや加算の仕組みを設けるなど、公定価格の見直しを図ること。
- (9) 原油価格・物価高騰により事業者や利用者に大きな影響が生じていることから、社会情勢の変化に応じた公定価格の改定や臨時の加算等の対策を講じること。また、保育所等における使用済みおむつの処分の推奨にあたっては、施設で適切な処分が行われるよう、処分費用を公定価格に含めること。
- (10) 私立幼稚園における特別支援教育の一層の充実を図ること。
- (11) 保護者の就労形態の変化により、利用料収入が減少しているため、一時預かり事業や延長保育事業の提供体制を安定的に確保するための措置

を講ずること。

- (12) 地域での保育の受け皿となっている認可外保育施設は、主に保育料収入により運営されているが、利用者の減少により収入が減少し、存続が危ぶまれる施設も生じていることから、認可施設と同様に、保育料収入の減少に対する財政的支援を講ずること。
- (13) 家庭環境に配慮を要する児童が多く入所する園に対して、保育士加配の支援を行う事業の充実を図ること。
- (14) 自然に触れる保育には子どもの豊かな育ちに一定の効果があると考えられることから、自然体験を通じて子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした取組の普及啓発や人材育成を進めるとともに、取組を進める団体に対する財政的支援を図ること。

10 放課後児童対策の推進

- (1) 放課後児童クラブを安定して運営するため、開設日数が年間 250 日未満のクラブや 19 人以下の小規模なクラブに対する補助制度の充実を図ること。また、夏休みなどの長期休暇中は利用申し込みが増えるため、その期間に特化した子どもの居場所の確保について、支援の仕組みを充実させること。さらに、放課後児童支援員の処遇改善を通じた人材確保を進めること。
- (2) 国において放課後児童クラブでの人材の育成等に係る効果的な取組事例を収集して横展開するとともに、各クラブが行う取組に対する補助制度を創設すること。
- (3) 放課後子ども教室の活動経費の補助である「学校・家庭・地域連携協力推進事業」について、補助額の圧縮が行われることのないようにするなど、放課後子ども教室の活動への助成等において、十分な財源を確保すること。
- (4) ひとり親家庭や多子世帯に係る放課後児童クラブ利用料の負担を軽減するための制度を創設すること。
- (5) 里親に係る措置費として、放課後児童クラブの利用料を支弁対象に含めること。

11 男性の育児参画の推進

- (1) 希望する子どもの数の実現に向けて「第2子の壁」を克服するためには男性の育児休暇や休業の取得促進が欠かせないことから、当事者が希望に応じて「出生時育児休業（産後パパ育休）」や「育児休業の分割取得」などの制度を利用できるよう、育児休業取得者の周囲の従業員に応援手当を支給する企業に対する支援や企業が代替人員を確保するための支援を一層強化するとともに、従業員や企業への制度の周知を強化することや、制度を利用しやすい職場風土づくりに向けた気運の醸成に努めること。
- (2) 従業員を対象とする育児休業給付金の支給率の大幅な引き上げや引上げ期間の更なる長期化、および企業に向けた両立支援等助成金の要件緩和などを図ること。

12 短時間勤務からの育児休業取得者に対する経済的支援の拡充

第1子の育児休業から職場復帰後、短時間勤務を利用している期間（子が3歳まで）に次の子を出産し、育児休業を取得した場合の育児休業給付金は、短時間勤務の賃金による算定となり減額されることから、フルタイム勤務の賃金水準による給付額を支給し、育児休業中の支援策を拡充すること。

13 企業における働き方改革の取組促進

働き方改革に取り組むことは、仕事と家庭との両立を実現し、子育てができる職場づくりにつながる。短時間勤務やテレワーク、フレックスタイム等の多様な働き方の定着など、新型コロナウイルス感染症の収束後においても、働き方を見直し誰もが働きやすい職場環境づくりを進めることができるよう、特に中小企業・小規模企業の取組促進に向けて財政措置を講ずるなどの支援を強化すること。

14 国における「庁」レベルの司令塔組織の設置

深刻化する人口減少問題に、国が責任を持って戦略的に挑戦するため、一極集中を是正し、企業・大学の地方への移転・投資や移住定住を促進する社会減対策、少子化に歯止めをかける自然減対策、希望を持って住み続

けることができる持続可能な地域づくりについて、これまでの経験を糧として真に実効ある政策を再構築し、国において政策を統括推進する「庁」レベルの司令塔組織の設置や地方との適切な役割分担により、強力に推進すること。

15 都市から地方への人の流れの拡大

- (1) 人口減少により地方の担い手不足が深刻化する中、従来の取組に加え、デジタルを最大限に活用して、住民の利便性向上や地域経済活性化の取組など地方創生の取組を着実に進められるよう、新たに生ずる地方負担への十分な地方財政措置も含め地方への交付金を充実すること。

その際、地方の意見等を十分に踏まえ、重点支援地方交付金の対象拡大や条件緩和、手続きの簡素化等を図ること。

- (2) 「移住支援金制度」及び「地方就職支援金制度」の更なる活用促進に向け、移住支援金の対象者である東京 23 区に在住・通勤する者と地方就職支援金の対象者である東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学する学生への周知・広報の一層の充実を図るとともに、実施状況や地方の実情も踏まえ、国においては、更なる制度の拡充や要件の緩和、運用の弾力化等に加えて、十分な予算の確保を行うこと。

また、コロナ禍で生まれた地方回帰の潮流を一過性で終わらせることなく、地方が地域の魅力を高め、移住や関係人口の創出・拡大につながる取組を促進することができるよう支援策の更なる強化を行うこと。加えて、二地域居住を含めた関係人口の創出・拡大を推進するため、活動先自治体における納税の取扱いのほか、保育所の利用などといった行政サービスの提供など、整理すべき制度的な課題が複雑で多岐にわたるため、地方の意見等を十分に踏まえながら関係省庁が連携し、課題解決に向けた支援を行うこと。

- (3) ふるさと住民登録制度の創設にあたり、登録者にとって制度活用のインセンティブが働くような制度設計となるよう、登録を促進するための情報発信や自治体が登録者に対して供する行政サービス等に要する経費など、十分な財源措置も含めた支援等を講ずること。

また、財源措置にあたっては、自治体によるふるさと住民獲得のためのインセンティブ付与が過度な競争とならない制度設計とすること。

さらに、国が構築するアプリにおけるふるさと住民の情報登録や自治体からの情報発信等について、登録者・各自治体双方に二重の負担が生じないように、各自治体が構築する類似のシステムと連携するなど、各自治体で先行する取組を尊重した制度設計とすること。

- (4) 「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」の一部改正に伴うデジタル人材育成に係る東京 23 区定員増加抑制の例外措置の要件として、対象をデジタル人材に限定すること、臨時的な定員増に限ることなどが明示されているが、地方での定員増でもなお不足する範囲内での定員増であることも十分に確認すること。また、例外措置の前提として、地方大学において確実にデジタル人材を育成する施策を展開すること。さらに、関係省庁が連携して、育成されたデジタル人材が確実に地方に還流されるよう戦略的な誘導策や、地域ごとに就職先となる産業を育成・確保する取組への大胆な支援策を講じること、地方における情報系教員の確保のための施策を実効性あるものとする。なお、例外措置の要件に適合した大学の定員増を容認するにあたっては、当該大学が提案した、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれを解消するための取組に係る具体的な計画の策定やそのフォローアップが、当該大学により確実に実施されるよう、国の責任において大学に対する指導を適切に行うとともに、その進捗状況について適宜情報を共有すること。
- (5) 大学定員の偏在是正や政府関係機関等の地方移転の強力な推進、「地方拠点強化税制」の延長・拡充や、二地域居住を促進するための税制改正など総合的な取組を実施することで、都市部から地方への人や企業の流れを拡大して、分散型国家の実現を図ること。

16 強い地域経済の構築に向けた地域未来戦略の推進

- (1) 地域ごとの戦略産業クラスターや地域の特性を活かした産業クラスターの形成に必要なインフラ整備や設備投資、人材育成等に対する新たな財政措置の検討を含め、十分な予算の確保及び実効性のある仕組みづくりを行うこと。
- (2) 地場産業の付加価値向上や販路開拓、人材育成確保等に対する支援を充実させること。

1 3 「こどもたちのウェルビーイング」の実現に向けた 子育て環境の整備と教育の充実、困難を抱えるこどもへの 支援について

現在、教育現場では、社会の急激な変化への対応や、教職員の多忙化や志望者の減少などが課題となるなか、2023 年 5 月に開催された G7 教育大臣会合では、「富山・金沢宣言」において、こどもたち一人一人のウェルビーイングを実現するための教育の重要性が再確認された。

また、「こども大綱」では、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すとされており、様々な場面でこどもたちのウェルビーイングの向上の重要性が指摘されている。

一方で、その実現のためには、一人一人のこどもに最適な学びを進めることや、多様な他者同士が学び合う機会の確保のほか、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた支援、貧困、虐待をはじめとする困難な状況に置かれたこどもに対し、その特性や支援ニーズに応じたきめ細かな支援や合理的配慮を行うことが重要である。

加えて、所得税及び個人住民税に係る諸控除の見直しなど国の施策によって、従来、給付や負担の決定にあたって、当該二税の所得・税額を参照してきた各種行政サービスに係る歳出が増加する場合には、地方財政への影響に十分配慮することを強く求める。

このような状況を踏まえ、全てのこどもたちのウェルビーイングの向上や、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け教育、子育て環境の整備・充実のため、次の事項について格段の配意をいただけるよう提言する。

1 子育て環境の整備

- (1) 財政力によって、こども・子育て支援施策に地域間格差が生じないよう、また、特に、子育て家庭の経済的な負担軽減を図るため、疾病の早期発見と治療にも資する全国一律の医療費助成制度の創設など、包括的

な仕組みづくりなどは全国統一的に実施すること。

(2) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

0歳から2歳児の保育料無償化の対象を拡大すること。不妊治療の保険適用範囲を拡大するほか、不妊・不育症治療の独自支援を行う地方自治体への財政的支援を行うこと。

(3) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充

妊婦支援給付金について、出産後すぐに里親や養子縁組に出され、妊婦が養育を行っていない場合において、実際に養育を行っている里親や養親等への2回目の支給について検討すること。新生児マススクリーニング検査に関する実証事業は対象疾患の拡充に向けた検討に資する多くのデータの収録を必要とするものであり、全額国費による負担で実施すること。

(4) 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充

保育士等の配置基準改善の着実な実施を行うとともに、保育士等の処遇改善や人材確保への支援拡充、医療的ケア児への支援拡充など、保育環境を充実・強化すること。放課後児童クラブや一時預かり、病児・病後児保育等の補助制度の拡充など、地域子ども・子育て支援事業を充実・強化すること。地域少子化対策重点推進交付金の拡充など、結婚から妊娠・出産、子育てまでの一貫した切れ目のない少子化対策の実施に対する支援を充実・強化すること。

(5) こどもの視点や子育て当事者の視点に立った施策の推進のため、地方が行うこどもの意見の政策反映に必要な取組や、こどもの悩みの解決に向けた支援体制の整備等への技術的助言や財政措置など、総合的な支援を充実・強化すること。

(6) 犯罪被害や事故、災害からこどもを守る環境整備を進めるため、こどもの死亡検証（チャイルドデスレビュー（CDR））について、各省庁、都道府県がそれぞれ実施している死亡検証の集約化や、個人情報保護法を踏まえた活用情報の整理など、総合的なこどもの死を予防するための取組を推進すること。

2 困難を抱えるこどもへの支援

(1) 「こども大綱」に基づき、地域の実情に応じて地方自治体が行う施策への十分な財政措置を行うこと。

- (2) 地方自治体におけるこどもの貧困対策を推進するため、その企画・立案・実施に資するよう、こどもの貧困の実態が明らかになるような調査を国の責任において実施し、地域別データの把握・提供を行うこと。
- (3) 不登校児童生徒数が増加している中、教育機会確保法や文部科学省の不登校対策「COCOLOプラン」にもある、児童生徒の社会的自立に向けた連続した学習ができるように、学校や教育委員会とNPOやフリースクール等民間施設との連携を強化し、多様な学びの場、居場所を確保するため、フリースクール等に通う家庭の施設利用料等の負担軽減や規模や運営状況を踏まえた財政措置など支援策を充実すること。
- (4) 児童相談所や児童養護施設、児童心理治療施設、障害児入所施設等の整備や運営体制の充実、業務負担が大きい専門職や保育士等の処遇改善等の職員確保のための取組など機能強化に必要な財政支援を充実・強化すること。
- (5) 里親委託や、児童養護施設等の多機能化・小規模化、自立支援などに向けた取組に対する支援を充実・強化すること。
- (6) こどもの貧困を解消するための学習機会の確保や、ヤングケアラーの早期把握など、困難を抱えるこどもへの取組に対する支援を充実・強化すること。
- (7) ひとり親家庭の生活の安定と自立のため、児童扶養手当、高等職業訓練促進給付金などの支援を充実・強化すること。
- (8) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置拡充に係る予算について、十分な額を確保するとともに補助率を引き上げること。
- (9) こどもの貧困対策の観点から、高校生等奨学給付金、高等学校等専攻科の生徒への修学支援、高等教育の修学支援新制度や、在学中は授業料を徴収せず卒業（修了）後の所得に連動して返還・納付を可能とする制度など、高等学校・大学・専門学校等に関する教育費負担軽減施策の更なる充実のための財政支援を強化すること。

3 教育の充実

- (1) 学校が対面での教育や協働的な学びの機会を提供するなど社会の形成基盤としての役割を維持できるよう支援するとともに、リアルとデジタ

- ルを融合した教育を促進できるよう、ＩＣＴ端末やネットワーク整備、ＩＣＴ支援員の配置拡充など、ＩＣＴ環境のより一層の充実を図ること。
- (2) 少人数学級の推進や特別支援学級の学級編制の標準の引下げを含む教職員の定数改善、業務適正化・処遇改善、専門スタッフの配置拡充に必要な財源確保など、教師が本来の業務に専念できる環境づくりを図るほか、インクルーシブ教育の環境整備など、全てのこどもたちの可能性を引き出す教育の実現に向けた取組を推進すること。
- (3) 児童生徒が主体的に課題を発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習やＳＴＥＡＭ教育の充実、デジタル化・グリーン化など時代の変化に応じて必要となる成長分野におけるスキル向上など、社会課題の解決とイノベーションを結び付けて成長を生み出す人材の育成に向けた取組を推進すること。
- (4) 高等学校等就学支援金制度及び高校生等・新修学支援制度については、国において恒久的な財源を確保すること。さらに、単位制高校の生徒が希望する授業を受講できるよう、支給限度単位数の拡充を行うこと。加えて、拡充の対象外となった外国人学校の生徒等についても、拡充の対象となるよう見直すこと。
- (5) 学校施設の老朽化対策・長寿命化対策等について、設置者の計画事業が着実に実施できるよう必要な財源措置を行い、実情に即した補助要件の緩和や補助率・補助単価の引上げなど十分な財政支援を行うこと。また、高等学校においても補助対象とするなど、財政措置の充実等を図ること。
- (6) 近年の猛暑を踏まえた、授業や部活動での熱中症を防ぐため、また、頻発する災害時の地域住民の避難所としての環境を向上させる観点から、未だ設置率が低い体育館等の空調設備について、高等学校においても早急に設置を進めることができるよう、補助率や補助対象の拡充など、維持管理費も含めた十分な財政支援を行うこと。
- (7) 中学校部活動の地域展開に伴い、指導者や施設の確保、移動に必要な経費など、新たに生じる保護者の負担を軽減するため、引き続き財政支援を行うこと。また、自治体間で部活動の地域展開に大きな差が生じることのないよう、国において必要な財政措置を行い、全国的な実施に向けた体制整備に取り組むこと。

- (8) 夜間中学について、設置準備から設置後の運営に至るまでの財政支援を継続・拡充を行うとともに、多様な生徒にきめ細かく対応できるよう教職員定数などの支援策の充実を図ること。
- (9) 公立小学校における学校給食費の負担軽減にあたっては、国の責任において恒久的な財源を確保すること。また、給食の質を確保する上で物価上昇を適切に反映するとともに、市町村等が独自に行う地産地消や食育等の取組など、地域の実情を踏まえた支援基準額とすること。加えて、中学校における学校給食費の負担軽減についても、地方の意見を十分に踏まえ、必要な財源の確保を含め、国として責任をもって検討すること。
- (10) 2027 年度に新たに創設される「高等学校教育改革交付金（仮称）」について、制度の詳細を早期に示すとともに、十分な予算額を確保すること。また、高校教育改革を推進する改革先導拠点への重点支援をはじめ、「高等学校等教育改革促進基金」により整備した施設の運営や機能維持等に要する経費や外部人材の活用に伴う人件費等も交付金の対象とするなど、地方の実情に応じた柔軟な制度設計を行うこと。
- (11) 専門学校も含め、公立高校の魅力向上や今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を推進するため、教育環境の更なる改善や備品整備への財政支援を一層充実するとともに、教職員の配置を含む指導体制の充実を図ること。

1 4 脱炭素社会の実現に向けた森林整備の推進について

2015 年に採択された「パリ協定」を契機に、国は「2050 年カーボンニュートラル」の目標を掲げ、世界共通の課題である脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させている。

温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成するためには、排出量の削減だけでなく、吸収量の拡大が不可欠であり、その重要な役割を担うのが森林である。

とりわけ中部圏は、日本アルプスをはじめとする広大な山岳地帯を有し、全国有数の森林地域であることから、この恵まれた森林環境を活かし、炭素吸収能力を最大限発揮させるため、主伐・再造林による森林の若返りや間伐を進める必要がある。そのためには、適切な森林整備に加えて、新たな林業従事者の確保・定着対策や、生産性向上への取組も欠かすことが出来ない。

さらに、森林資源の有効活用とエネルギー資源の多様化の観点から、木質バイオマス燃料の需要が高まっており、今後の普及拡大に向けて、需給バランスに配慮した上で安定供給体制の確立にも積極的に取り組む必要がある。

については、中部圏の未来を支える持続可能な森林づくりを推進し、脱炭素社会を実現するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 森林資源の循環利用と森林の若返りを図るため、主伐・再造林や間伐の推進、路網整備に必要な予算を確保すること。
- 2 林業・木材産業の生産基盤強化のため、先進的な林業機械等の整備や加工流通施設の整備に必要な予算を確保すること。
- 3 効率的な林道整備や木材搬出の妨げとなる所有者不明山林を解消し、境界明確化作業を一層推進するため、森林整備地域活動支援対策に必要な予算を確保すること。

さらに、山林活用に不可欠な林道整備は所有者の承諾及び境界確定が必要であることから、所有権の速やかな移転を可能とする仕組みを含め所有者不明山林問題の早期解決に向けた制度の構築に取り組むこと。

- 4 早生樹や広葉樹を活用した燃料材の生産主体でも収益が期待できる「エネルギーの森」の整備に必要な予算を新たに確保すること。
- 5 木質バイオマス燃料（バイオコークス等）の普及拡大に向けて、需給バランスに配慮した支援体制を構築すること。
- 6 新規林業就業者の確保・定着や、林業就業者の待遇改善、所得向上に向けた労働環境や賃金の改善を図る取組を推進すること。
- 7 林業の労働力不足解消や、生産性向上が期待できるスマート林業の実装・普及を加速するため、国内の急峻な地形に対応した先進的な林業機械等の開発を進めること。

1 5 水素・アンモニアの需要と供給の拡大について

国際情勢の不確実性が高まる中、我が国のエネルギー安全保障を強化することは、国家的な最重要課題となっている。とりわけ、海外依存の高いエネルギー構造を見直し、安定供給を持続的に確保するためには、国産の再生可能エネルギーを生かし、国内で生成できる燃料を確保することが重要である。

水素・アンモニアは、国産の再生可能エネルギーとしてエネルギー安全保障の強化に貢献するだけでなく、カーボンニュートラルを実現するためのキーテクノロジーとして、発電・輸送・産業など幅広い分野での活用が期待されている。

こうした中、国においては、水素基本戦略を改定し、水素社会実現を加速化するため、新たに 2040 年における水素導入目標を 1,200 万トン／年と設定し、規制・支援一体型の制度の構築に取り組むことが明記された。

中部圏は、世界有数の自動車産業拠点であるとともに、臨海部及び内陸部の広域にわたって、鉄鋼業、石油化学産業及び半導体産業などの製造業が数多く立地しており、水素の利活用の大きなポテンシャルを有する地域である。

このような地域特性を持つ中部圏において、水素モビリティの普及や関連サプライチェーンの形成など、水素の社会実装を推進していくことは、我が国の運輸部門をはじめとする幅広い分野のカーボンニュートラルに大きく寄与するだけでなく、我が国全体の水素社会の推進を力強く牽引することに繋がる。

こうした中、2025 年 5 月には、愛知県が、国の「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」制度における中部重点地域の中核地方公共団体に選定され、燃料電池（F C）商用車の普及拡大に向けた取組を強化している。

また、当地域の岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市はじめ地元自治体や経済団体が組織する中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議では、2030 年以降の水素・アンモニアの本格的な需要を見据えて、2026 年 3 月に「2050 年水素・アンモニア社会実装ロードマップ」を策定し、中部圏における水素・アンモニアのサプライチェーンの構築に向けた取組を一層推進していくこと

としている。

2025年度には、愛知県においては、同推進会議で検討してきたプロジェクト3件が、国の水素社会推進法に基づく「価格差に着目した支援制度」及び「拠点整備支援制度」に認定され、山梨県においても2件が認定されている。

今後、こうした中部圏のポテンシャルを活かしながら、水素・アンモニアの需要と供給の更なる拡大を図り、サプライチェーンを構築していくため、臨海部の大規模需要に対応する受入供給拠点の整備、内陸部における水素製造拠点（再エネ等からの水素製造等）や配送インフラの整備等を進めていく必要がある。

さらに、2026年10月に山梨県において「富士ハイドロジェン・サミット2026」が開催され、国内外の先進的自治体・研究機関・企業・水素政策関係者が集まり、知見や課題を共有し、水素社会の実現の加速化に繋がる機会となる。

ついては、中部圏が世界に先駆けて水素とアンモニアを活用した一大産業拠点となるよう、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 F C V（乗用車・商用車）の導入に対する支援を強化すること。また、商用車においては、自動車O E Mに対して車両の次期モデルを含めた量産化計画を策定・遵守させること。**
- 2 F C V（乗用車・商用車）の水素ステーションの整備・運営に対する支援を強化すること。特に、F C商用車普及に必要な大型水素ステーションの整備を促進するため、高圧ガスの取り扱い等に関する規制緩和や整備・運営に対する支援を強化すること。**
- 3 工場における水素・アンモニアを燃料とする工業炉等の導入や、港湾等における水素利用機器の導入など、先駆的な取組を推進する企業、自治体等を支援するための財源措置を講じること。**
- 4 エネルギー産業や自動車産業、鉄鋼業、石油化学産業等での需要を核**

とした水素・アンモニアのサプライチェーンの構築について、社会実装につながるよう価格差支援や拠点整備支援をはじめ、水素供給拠点を核とした周辺地域における需要創出に必要な支援制度の創設なども含めた十分な支援を行うこと。また、2030年度までの需要に対する支援だけでなく、産業界や自治体の意見を十分に踏まえて、2040年や2050年における本格的な需要増に対応すべく中長期的な支援を行うこと。

- 5 2026年10月に山梨県が開催する「富士ハイドロジェン・サミット2026」の開催意義を積極的に発信して機運醸成を図るとともに、広く民間からの支援獲得に取り組むこと。今後、自治体間で連携し実施する国際会議等については、関係国への働きかけなど開催の実現に向けた支援を行うとともに、必要な財政措置を講じること。
- 6 水素社会の実現に向け、国際標準の策定や水素・アンモニア等を取り扱う専門人材の確保・育成、安全性や有用性に関する普及啓発などの課題解決に積極的に関与すること。

16 サークュラーエコノミー（循環経済）への移行加速化について

気候変動や天然資源の枯渇等への対応が地球規模の環境・社会問題となるなか、リニアエコノミー（線形経済）からサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行は世界的な潮流となっている。我が国にとっても、経済安全保障はもとより、産業競争力の強化や新たな価値創出、カーボンニュートラルに大きく寄与するものであり、官民挙げて取り組むべき重要課題である。

国においては、循環経済への移行を国家戦略として進めるべく、「循環経済に関する関係閣僚会議」が設置され、本年4月に、「循環経済行動計画」が取りまとめられた。今後、再生資源供給サプライチェーンの強靱化や地域循環資源を活用する施策の展開が見込まれる。

こうしたなか、中部圏は、自動車や航空機をはじめ、アルミ等の機械・金属、電子機器など、ものづくり産業の集積に加え、資源循環に必要な高度な技術力を誇り、資源活用に先駆的に取り組む事業者が数多く立地するなど、再生資源の利用と供給の両面から、我が国のサーキュラーエコノミーへの移行を牽引する高いポテンシャルを有する。

ついては、こうした地域特性を活かして資源循環投資を活性化させ、環境と経済の好循環を実現するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 自動車や航空機産業等で用いられるアルミ、プラスチック、レアアース等の製品や材料について、製造から回収・再生に至る動脈・静脈産業及び異業種とのマッチングや産学官連携による技術開発、人材育成など地方独自の取組への支援を充実すること。**
- 2 再生資源供給サプライチェーンの強靱化に向け、先進的な資源循環技術の開発や高品質な再生材供給のための設備整備、拠点構築を推進する**

こと。

- 3 質・量の両面での資源循環の高度化を目的として制定された「再資源化事業等高度化法」に基づく認定制度の円滑な運用や活用促進を図るとともに、資源循環に資する取組に対する税制優遇措置や財政支援などの支援策を充実すること。
- 4 海外への資源流出を抑制し良好な生活環境を維持するため、不適正ヤードへの対策を強化し、健全な資源循環の確立を図ること。一方で、規制強化にあたっては、地方自治体の事務負担の増加が見込まれることから、負担軽減にも十分に配慮すること。
- 5 資源循環に資する製品やサービス等の選択・提供、食品ロスの削減など、消費者・事業者の行動・ライフスタイルの転換を促す国民運動や普及啓発を推進すること。

1 7 新型コロナウイルス感染症罹患後症状（いわゆる後遺症）に係る調査・研究の推進について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から 6 年が経過したが、罹患後症状については未だにその原因やメカニズムに不明点が多く、病態の解明や治療法の確立には至っていない。

重度の罹患後症状により通常的生活を送ることができなくなり生活に大きな支障を来している患者が、中部圏、ひいては全国にも少なからず存在すると考えられるが、現状では対症療法に頼るほかなく、先の見えない不安を抱えている。

このような罹患後症状の問題を根本的に解決するためには、診断基準や治療法の確立が何より重要である。

国（厚生労働省）においては、厚生労働科学研究により罹患後症状の実態調査を、また、日本医療研究開発機構（AMED）により病態解明や予防・治療等につながる研究を行っている。時間の経過とともにコロナへの社会的関心の低下が懸念される中でも、これらの研究への予算を拡充し、研究成果を長期的に蓄積していくことが必要である。

また、より多くの方々が研究情報を把握できれば、治験者としての患者等の協力と研究成果の診療への還元が一層促進されることが期待される。

以上から、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 罹患後症状の問題を根本的に解決するため、国の責任において、罹患後症状の病態の解明や診断基準・治療法を早期に確立すること。また、当該研究に必要な予算を拡充すること。

2 臨床試験への参加を希望する患者をはじめ、より多くの国民が研究情報をより容易に把握できるよう、国や研究を実施する医療機関等において、研究情報をわかりやすく公表すること。